

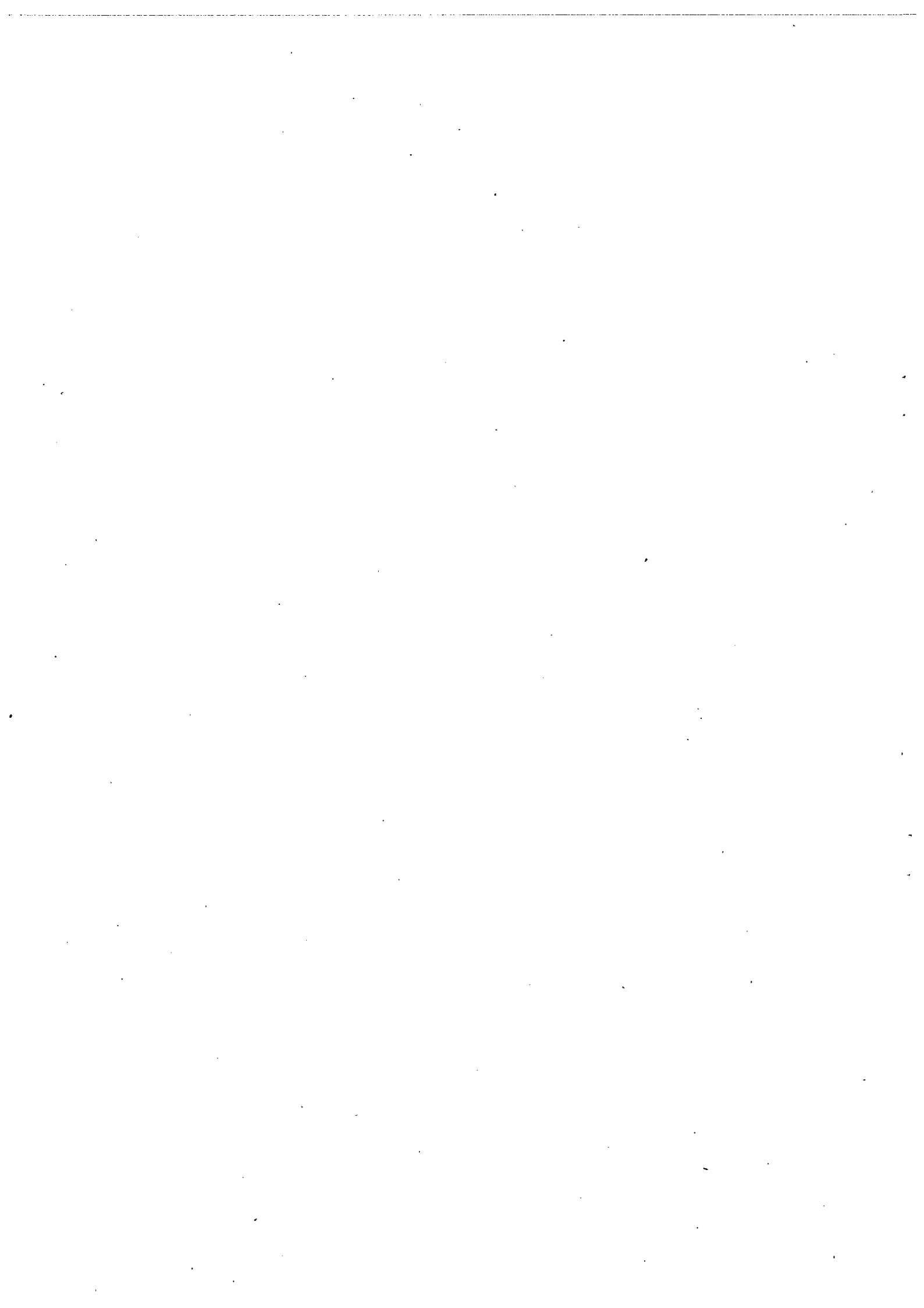
# 農林水産商工常任委員会資料

(令和元年5月21日)

## 【件名】

- 1 平成30年度取扱事件等の概要について ..... 1

労働委員会事務局



# 平成30年度取扱事件等の概要について

令和元年5月21日  
労働委員会事務局

## 1 不当労働行為救済申立事件の取扱状況

(1) 平成30年度取扱分 … 0件

## 2 労働争議調整事件の取扱状況

(1) 平成30年度取扱分 … 3件

### (2) 事件の概要

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
30年 (調) 1号	A 争議 (A社)	あっせん	H30. 5.10	団体交渉の開催	H30. 5.25	不開始	—	—
<p>&lt;申請に至る経緯&gt;</p> <p>○実質的な団体交渉を開催する前に、労働組合（被申請者）が法人の代表者（申請者）の出席にこだわり、交渉が行われない状況にあるとして、使用者が団体交渉の開催等を調整事項としてあっせんで申請したものである。</p> <p>&lt;申請後の処理&gt;</p> <p>○申請者実情調査の結果、当事者間の自主解決の努力が極めて不十分であり、現時点では、あっせんの必要がないと認めたため、不開始とした。</p> <p>&lt;事件の経過&gt;</p> <p>○5月10日 あっせん申請</p> <p>○ " 申請者（使用者）の実情調査</p> <p>○5月18日 申請者（使用者）の実情調査</p> <p>○5月25日 あっせん不開始を決定</p>								

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
30年 (調) 2号	B 争議 (B 労働組合)	あっせん	H30. 6.22	団体交渉の促進、 労使間の正常な ルールの確立	H30. 9.12	打切り	—	(公)濱田 (労)松崎 (使)和田
<p>&lt;申請に至る経緯&gt;</p> <p>○団体交渉の場に、使用者（被申請者）側から、相当の権限を持っている者の出席がないため、交渉が進展しないとして、労働組合（申請者）が団体交渉の促進等を調整事項としてあっせんで申請したものである。</p> <p>&lt;主な主張点&gt;</p> <p>○労働組合側：団体交渉に相当の権限を与えられた者が出席しない。当事者間で団体交渉のルール作りができていないため、あっせんを通じ、団体交渉のルール作りをしたい。</p> <p>○使用者側：会社としては、団体交渉に相当の権限を与えた交渉担当者を出席させている。労働組合側は、団体交渉の出席者にこだわるばかりで、交渉が進まない。</p> <p>&lt;事件の経過&gt;</p> <p>○6月22日 あっせん申請</p> <p>○6月28日 あっせん員指名</p> <p>○7月1日 申請者（労働組合）の実情調査（第1回）</p> <p>○8月2日 被申請者（使用者）の実情調査</p> <p>○8月6日 申請者（労働組合）の実情調査（第2回）</p> <p>○8月20日 被申請者からの不参加表明</p> <p>○9月12日 打切り</p>								
事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
31年 (調) 1号	C 争議 (C 労働組合)	あっせん	H31. 2.6	今後の雇用計画 等	H31. 3.22	解決	1回	(公)濱田 (労)松崎 (使)江尻
<p>&lt;申請に至る経緯&gt;</p> <p>○業務の縮小を予定している使用者に対し、組合員（申請者）が、今後の雇用計画等を調整事項としてあっせんで申請したものである。</p> <p>&lt;主な主張点&gt;</p> <p>○労働組合側：被申請者の言動は、退職勧奨に当たるため、離職事由を会社都合として離職したい。解決金も求めたい。</p> <p>○使用者側：離職事由は会社都合としてもよい。金銭解決についても応じる考えはある。</p> <p>&lt;事件の経過&gt;</p> <p>○2月6日 あっせん申請</p> <p>○ " 申請者（労働組合）の実情調査</p> <p>○2月13日 あっせん員指名</p> <p>○2月15日 被申請者（使用者）の実情調査</p> <p>○3月22日 第1回あっせん期日（当事者双方があっせん案を受諾）</p>								

### 3 個別労働関係紛争あっせん事件の取扱状況

(1) 平成30年度取扱分 … 43件 (新規30件、前年繰越13件)

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打ち切り理由等
29年 (個) 5号	労働者	職場の人間関係に関する話合い	H29. 4.17	H30. 6.19	打ち切り (281日)	4回	当事者間の主張の隔たりが大きいため
30年 (個) 3号	労働者	就業規則改定等に関する話合い	H30. 1.19	4.2	打ち切り (74日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年 (個) 4号	労働者	就業規則改定等に関する話合い	1.19	4.2	打ち切り (74日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年 (個) 5号	労働者	就業規則改定等に関する話合い	1.19	4.2	打ち切り (74日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年 (個) 6号	労働者	個人情報の取扱いに関する話合い	2.5	6.26	打ち切り (142日)	1回	当事者間の主張の隔たりが大きいため
30年 (個) 7号	労働者	ハラスメントに関する話合い	2.21	6.20	解決 (120日)	2回	解決金の支払等で合意
30年 (個) 8号	労働者	契約更新に関する話合い	2.27	4.9	解決 (42日)	2回	復職等で合意
30年 (個) 9号	労働者	労務環境の改善に関する話合い	3.1	4.17	解決 (48日)	0回	あっせん手続を契機に自主解決
30年 (個) 11号	労働者	給料保障に関する話合い	3.5	4.23	解決 (50日)	0回	あっせん手続を契機に自主解決
30年 (個) 12号	労働者	懲戒解雇に関する話合い	3.6	5.10	取下げ (66日)	0回	申請者があっせんに継続しない旨を表明
30年 (個) 13号	労働者	雇止めに関する話合い	3.7	5.29	解決 (84日)	2回	解決金の支払等で合意
30年 (個) 14号	労働者	解雇に関する話合い	3.13	4.29	解決 (48日)	1回	解決金の支払等で合意
30年 (個) 15号	労働者	配置転換に関する話合い	3.15	9.10	解決 (180日)	3回	話合いの促進等で合意

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分(処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打ち切り理由等
30年(個)16号	労働者	職場環境に関する話合い	4.4	5.17	打ち切り(44日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年(個)17号	労働者	解雇に関する話合い	4.16	5.30	解決(45日)	1回	解決金の支払等で合意
30年(個)18号	労働者	職場環境に関する話合い	4.20	8.14	解決(117日)	2回	解決金の支払等で合意
30年(個)19号	労働者	離職に関する話合い	5.22	7.12	打ち切り(52日)	0回	申請者があっせんを継続しない旨を表明
30年(個)20号	労働者	雇用継続に関する話合い	6.4	11.12	打ち切り(162日)	2回	当事者間の主張の隔たりが大きいため
30年(個)21号	労働者	職場環境の改善に関する話合い	6.17	8.5	解決(50日)	1回	職場環境の改善等で合意
30年(個)22号	労働者	離職に関する話合い	6.26	11.8	解決(24日)	0回	あっせん手続を契機に自主解決
30年(個)23号	労働者	職場環境に関する話合い	7.3	8.8	打ち切り(37日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年(個)24号	労働者	未払いの手当に関する話合い	7.11	8.23	解決(44日)	2回	解決金の支払等で合意
30年(個)25号	労働者	離職に関する話合い	7.27	8.21	打ち切り(26日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年(個)26号	労働者	離職に関する話合い	7.30	8.21	打ち切り(23日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年(個)27号	労働者	離職に関する話合い	8.17	10.19	解決(64日)	0回	あっせん手続を契機に自主解決
30年(個)28号	労働者	職場環境の改善に関する話合い	9.6	9.13	取下げ(8日)	0回	申請者があっせんを継続しない旨を表明
30年(個)29号	労働者	解雇に関する話合い	10.9	11.14	打ち切り(37日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年(個)30号	労働者	復職に関する条件についての話合い	10.17	H31.3.5	解決(108日)	3回	あっせん手続を契機に自主解決

事件 番号	申請者	あっせん事項	申請 月日	終結 月日	終結区分 (処理日数)	あっ せん 回数	あっせん結果 打ち切り理由等
30年 (個) 31号	労働者	解雇に関する話合い	10.29	H30. 11.19	取下げ (22日)	0回	申請者があっせん を継続しない旨を 表明
30年 (個) 32号	労働者	離職に関する話合い	11.9	11.29	解 決 (21日)	1回	解決金の支払等で 合意
30年 (個) 33号	労働者	離職に関する話合い	11.20	12.14	解 決 (25日)	1回	解決金の支払等で 合意
30年 (個) 34号	労働者	離職に関する話合い	11.27	H31. 1.11	解 決 (46日)	2回	解決金の支払等で 合意
30年 (個) 35号	労働者	離職に関する話合い	12.10	H30. 12.26	解 決 (17日)	0回	あっせん手続を契 機に自主解決
30年 (個) 36号	労働者	労働条件等に関する話 合い	12.17	H31. 1.25	解 決 (35日)	1回	職場環境の改善等 で合意
31年 (個) 1号	労働者	退職に関する話合い	H31. 1.9	3.26	解 決 (4日)	0回	あっせん手続を契 機に自主解決
31年 (個) 2号	労働者	未払賃金の支払い	1.28	2.14	取下げ (18日)	0回	申請者があっせん を継続しない旨を 表明
31年 (個) 3号	労働者	雇用継続に関する話合 い	2.8	3.1	解 決 (22日)	1回	解決金の支払等で 合意
31年 (個) 4号	労働者	離職に関する話合い	2.13	3.29	解 決 (45日)	2回	解決金の支払等で 合意
31年 (個) 5号	労働者	解雇の撤回に関する話 合い	3.1	3.22	打ち切り (22日)	0回	被申請者があっせん に不参加の意思 を表明
31年 (個) 6号	労働者	配置転換に関する話合 い	3.3	3.22	取下げ (20日)	0回	申請者があっせん を継続しない旨を 表明
31年 (個) 7号	労働者	再雇用に関する話合い	3.7	3.14	取下げ (8日)	0回	申請者があっせん を継続しない旨を 表明
31年 (個) 8号	労働者	解雇に関する話合い	3.19	4.14	<i>[次年度繰越]</i> 解 決 (27日)	1回	解決金の支払等で 合意
31年 (個) 9号	労働者	離職に関する話合い	3.22	4.21	<i>[次年度繰越]</i> 解 決 (31日)	1回	解決金の支払等で 合意

※斜体は次年度繰越分についての取扱状況を示したものである。

(2) 平成30年度取扱事件の分類

ア 紛争内容 (重複集計) [件]

件数 (重複集計)	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
79	32	11	16	19	1

イ 処理状況 (実数集計) [件]

件数 (実数集計)	解決	取下げ	打切り	不開始	次年度繰越
43	22	6	13	0	2

ウ 業種分類 (実数集計) [件]

件数 (実数集計)	清掃業・ 建設・製造	運輸・郵便	卸売・小売・金融・ 保険・不動産	医療・福祉	サービス・ 教育・宿泊
43	5	8	10	13	7

平均処理日数	59.2日
解決率	62.9%

※取扱事件の分類は平成31年3月31日現在のものである。

※平均処理日数及び解決率は終結分の数字である。

※解決率 = (解決) ÷ {(解決) + (打切り)}

4 個別労働関係紛争に係る労働相談の取扱状況

(1) 相談内容 (重複集計) [件]

件数 (重複集計)	相談内容 (重複集計)				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
477	95	87	148	116	31

(2) 対応状況 [件]

件数 (実数集計)	対応状況 (実数集計)			
	あっせん 制度説明	助言・傾聴	法令説明	他機関紹介
317	5	279	17	16



(3) 受付区分 (実数集計) [件]

件数 (実数集計)	面談	電話	電子メール
317	64	211	42

5 取扱事件数等の推移 [件]

区分		年度				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
不当労働行為救済申立 (係属)		0	0	0	0	0
労働争議調整 (新規受付)		2	0	1	0	3
個別労働関係紛争 あっせん (新規受付)		32 (全国1位)	27 (全国1位)	24 (全国1位)	41 (全国1位)	30 (一)
個別労働関係紛争 労働相談	実数	230	180	233	274	317
	重複	329	269	336	425	477

(注)「あっせん」… 労働委員会会長から指名された委員(あっせん員)が、労使双方の主張の要点を確認し、労使の間に立ち自主的な交渉を側面から援助し、必要な場合はあっせん案を提示して、民事上の解決(和解)に導くもの。

